

輸出許可申請書等の作成に当たってのお願い

輸出申請の申請書に不備不足がある場合、審査ができないので、その補正（修正・追加）を求めることとなりますが、これに対して相当の期間内に補正されない場合には許可されないこととなります。申請書に不備等があった事例としては、例えば以下のものがありますので、申請に当たってご注意ください。

- 申請書や申請内容明細書の記載内容等（貨物の数量、型式、価格の単位、経路地の誤りなど）に不一致や欠落がある。特に、契約書の記載と申請書の記載内容が異なり誤りがある場合がよく見られるのでご注意ください。
- 貨物／技術の該非判定資料の記載内容等（貨物の型式など）に不一致、誤記や欠落がある。
- 輸出者の誓約書の記載内容等（貨物／技術名、需要者名、住所など）に間違いがある。
- 需要者の誓約書が、必要な事項を盛り込んだものとなっていない（貨物／技術名、貨物／技術の設置又は使用場所・使用目的など）まま提出されている。海外の需要者の誓約書については、理解不足等に基づく不備も考えられますので、提出に当たっては十分にご確認下さい。
- 申請に必要な書類の一部が不足している。

申請に当たって誓約書を提出していただく場合がありますが、誓約書の遵守は許可を行う場合の前提ですので、誓約書を厳格に遵守していただくことが必要です。需要者が発行する誓約書についても、その趣旨・内容を需要者自身がしっかりと認識していることが重要です。なお、誓約書の事項に反した行為があった場合には、違反者に関する以後の申請に対しては特に慎重に審査が行われることとなります。

需要者の内容、輸出契約、貨物の設置場所等、申請書等に盛り込まれた事項はどれも審査に当たっての重要情報ですので、正しい記載や適切な資料の添付を行って下さい。なお、内容を偽った申請に対しては、原則的に許可されませんのでご注意ください。

なお、輸出許可申請及び役務取引許可申請に当たっては、提出された書類の記載内容につきまして審査に必要な範囲でご説明をいただく場合がありますのでご留意ください。

以 上